

各 位

会 社 名 株式会社 CARTA HOLDINGS  
 代表者名 代表取締役会長 宇佐美 進典  
 (コード番号：3688 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 CFO 永岡 英則  
 (TEL. 03-4577-1453)  
 (URL. <https://cartaholdings.co.jp/>)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社電通グループについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2021年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社電通 グループ	親会社	52.44	0.00	52.44	株式会社東京証券取引所 市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

株式会社電通グループは、2021年12月31日現在で、当社議決権のうち52.44%を所有する親会社であります。親会社の企業グループにおいて、当社は国内のデジタル広告領域を担う会社として位置付けられております。

当社は、親会社との間で、インターネット広告事業に関する緊密な提携を行うことにより企業価値を最大化することを目的として、2018年10月31日付で資本業務提携契約を締結しております。当社は、同契約に基づき親会社との間で良好な関係を築いております。

2021年12月31日現在における役員の兼務状況及び出向者の受入れ状況は、以下のとおりであります。当社取締役のうち1名が親会社及びそのグループ企業の執行役員を兼職しておりますが、当該取締役は当社の非業務執行取締役として当社の企業価値向上を図るべく業務執行を監督する立場であり、具体的な業務執行は、業務執行取締役の判断のもと自主独立した意思決定を行い、事業を運営しています。また、親会社との取引に関しては、経営支援料は業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しており、資金取引に係る利率については市場金利を参考に、それぞれ一般取引と同様に決定しております。

当社では、親会社を含む関連当事者との取引を取締役に報告しており、公正かつ適正な取引が行われているかモニタリングしております。このような諸施策により、事業運営上当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しています。

## (役員・取締役の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	山口 修治	株式会社電通グループ 電通ジャパンネットワーク 執行役員 AX/CX プランニング統括 株式会社電通 執行役員 データテクノロジー統括	デジタルビジネスに関する豊富な経験・知識に基づく有用な提言と親会社又はそのグループ企業との協業推進を行うため
監査役	曾我 有信	株式会社電通グループ 取締役 副社長執行役員 CFO	経営者としての豊富な経験・知識に基づく適切な監査を行うため

## (出向者の受入れ状況)

部署名	人数	出向元の親会社等又はそのグループ企業名	出向者受入れ理由
アドプラットフォーム事業	3名	株式会社電通	営業面での支援、情報・ノウハウ交換など
パートナーセールス事業	1名	株式会社電通	営業面での支援、情報・ノウハウ交換など

(注) 1. 2021年12月31日現在の当社の従業員数は1,267名であります。

## 3. 支配株主等との取引に関する事項

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	名称	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社電通	広告売上	2,460	売掛金	2,248
				未払金	16
同一の親会社を持つ会社	株式会社電通デジタル	広告売上	3,919	売掛金	3,366
				未収入金	252
				未払金	169

(注) 1. 上記の取引金額に消費税等は含まれておりません。また、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

広告取引については、市場価格を参考に交渉のうえ決定しております。

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主と取引等を行う場合には、一般に公正妥当な市場価格に基づき、双方協議のうえ、合理的に決定しており、公正な取引が確保されております。また、当社は親会社を有する上場会社として、親会社との関係において、その独立性を確保するとともに、親会社と少数株主の利益が相反する重要な取引・行為に関して、少数株主の利益の利益保護を目的とした公正かつ適正な取引の実現に向けて、2021年10月19日付の取締役会において、「親会社との取引等に関する基本方針」を採択し、非常設の委員会として、親会社と少数株主の利益が相反する重要な取引・行為が生じた場合、少数株主の利益の利益保護を目的として特別委員会を組織する方針といたしました。

以上